

(別表)

勧告・公表に関する手続規定、及び消費生活対策審議会への諮問必須の事項の見直しに関する資料

第2章 危害の防止 (9条~14条)

条項、施策事項	規定内容	勧告・公表等の規定	改正案	審議会諮問必須	改正案
9条	安全性に関する調査 商品・サービスの安全性につき必要な調査	←11条 情報提供 (経過・結果)			
10条	危害に関する調査 (1項) 健康を損ない、又は危害を及ぼす疑いのある場合、速やかに調査を行う	←46条立入調査等 ←11条 情報提供 ←9,10条の調査 (経過・結果)			
	安全性の立証を求める (2項) 前項の調査実施後、疑いが解消できず、必要と認定した場合、安全性の立証を求める事ができる		公開の意見聴取に代えて、意見を述べ、証拠を提示する機会を与える等に変更	安全立証の認定 45条の2 審議会諮問必須	現行どおり審議会必須必要
	安全性の再立証を求める (3項) 前項の立証の不作为、又は安全性の確認が不十分と認定した場合、再立証を要求できる	→49条 →公開の意見聴取 勧告なし →50条 公表		安全再立証の要求 45条の2 審議会諮問必須	審議会諮問必須は全て削除
11条	調査に関する情報提供 9~10条の調査等の経過と結果を明らかにする	-- →情報提供			
12条	危険な商品又はサービスの排除 欠陥により健康を損ない又は損なうこと、危害の発生若しくは発生させることとなると認定したとき、製造、販売等の中止若しくは改善等を勧告することができる	46条 立入調査等 ↓ 12条 -- 勧告 独立の勧告規定 ↓ 50条 勧告に従わない場合その旨を公表		危険な商品又はサービスの排除認定 45条の2 審議会諮問必須	審議会諮問必須は全て削除
13条	緊急危害防止措置 (1項) 欠陥により生命、身体に重大な危害を発生させ、若しくは発生させる恐れがある場合、危害防止のため緊急の必要があると認めたととき事業者名等を公表しなければならない	46条 立入調査等 ↓ 13条 -- 公表 独立の公表規定			
	事業者の責務 (2項) 公表があったとき事業者は、製造、販売又は提供の中止等必要な措置をとらなくてはならない	↓ 13条1項の規定により製造、販売等の中止			
14条	危害防止のための表示 (1項) 生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、事業者が守るべき「危害防止表示事項等」を指定することができる	46条 立入調査等 47条 告示 危害防止表示事項指定、変更、解除 48条 指導	公開の意見聴取に代えて、意見を述べ、証拠を提示する機会を与える等に変更	危害防止表示事項等の指定 45条の2 審議会諮問必須 (商品、サービス毎に危害の具体的内容使用方法等の表示すべき事項、表示方法等を指定することができる)	品目、業種の指定・解除のみを諮問、具体的表示事項や方法等は諮問の必要はないに変更
	事業者の責務 (2項) 事業者は、「危害防止表示事項等」を守らなくてはならない	↓ 49条 公開の意見聴取 ↓ 48条 勧告 ↓ 50条 公表			

第3章 表示、包装及び計量の適正化（15条～20条、その1）

条項、施策事項		規定内容	勧告・公表等の規定	改正案	審議会諮問必須	改正案
15 条	表示等調査 (1項)	商品・サービスの表示 包装又は計量の実態等の 必要な調査				
	(2項)	適切な購入、適正な使用・利用、被害防止のため必要があると認めるときは、経過・結果を明らかにするものとする	15条1項の情報提供 (経過・結果)			
16 条	商品の品質等の表示 (1項)	消費者の選択で内容を容易に識別し、かつ適正に使用するため必要な場合、商品別に「商品表示事項等」を指定できる	←46条 立入調査等 47条 告示 商品表示事項等 指定、変更、解除		商品表示事項指定 45条の2 審議会諮問必須 商品毎に成分、性能等表示事項指定	16条1～3項 表示の必要な商品・サービスの指定・解除のみ諮問、具体的表示事項や方法等は諮問の必要はないに変更
	サービス内容、取引条件等の表示 (2項)	消費者の選択で内容、取引条件を容易にかつ適正に利用し被害を防止するため「サービス表示事項等」を指定できる	←46条 立入調査等 47条 告示 サービス表示事項 指定、変更、解除		サービス表示事項指定 45条の2 審議会諮問必須 サービス毎に具体的内容等表示事項指定	
	自動販売機等による商品等の表示 (3項)	自動販売機等により供給される商品等の内容、取引条件を識別するため必要な表示事項の指定	←46条 立入調査等 47条 告示 自販機の表示事項 指定、変更、解除 ←48条 指導	公開の意見聴取に代えて、意見を述べ、証拠を提示する機会を与える等に変更	自動販売機による商品等表示指定 45条の2 審議会諮問必須	
	事業者の責務 (4項)	事業者は、前3項の規定により指定された表示事項等を守らなければならない	↓ 49条 公開の意見聴取 ↓ 48条 勧告 ↓ 50条 公表			
17 条	品質等の保証表示 (1項)	商品・サービスの品質性能等の保証について「保証表示事項等」を指定することができる	←46条 立入調査等 47条 告示 サービス表示事項 指定、変更、解除 ←48条 指導	公開の意見聴取に代えて、意見を述べ、証拠を提示する機会を与える等に変更	保証表示事項等の指定 45条の2 審議会諮問必須	商品・サービスの指定・解除のみ諮問、具体的表示事項や方法等は諮問の必要はないに変更
	事業者の責務 (2項)	保証表示を行う場合は事業者は前項の規定を守らなければならない	↓ 49条 公開の意見聴取 ↓ 48条 勧告 ↓ 50条 公表			

第3章 表示、包装及び計量の適正化（15条～20条、その2）

条項、施策事項	規定内容	勧告・公表等の規定	改正案	審議会諮問必須	改正案	
18 条	<p>単位価格及び販売価格の表示（1項）</p> <p>事業者の責務（2項）</p>	<p>消費者の適切な選択のため商品ごとに質量・長さ等、単位当たりの価格を表示する方法及び使用する単位を指定できる</p> <p>知事の指定する業種等は、商品販売、陳列にあたり前項の単位価格、販売価格を表示しなければならない</p>	<p>←46条 立入調査等 47条 告示 単位価格 販売価格 指定、変更、廃止</p> <p>←48条 指導</p> <p>↓ 49条 公開の意見聴取 ↓ 48条 勧告 ↓ 50条 公表</p>	<p>公開の意見聴取に代えて、意見を述べ、証拠を提示する機会を与える等に変更</p>	<p>単位価格表示方法 使用単位の指定 45条の2 審議会諮問必須</p> <p>-----</p> <p>単位価格、販売価格を表示する業種 規模、態様の指定 45条の2 審議会諮問必須</p>	<p>商品の指定・解除のみ諮問、具体的表示方法や単位は諮問の必要はないに変更</p> <p>-----</p> <p>現行どおり審議会必須必要</p>
19 条	<p>適正包装の確保（1項）</p> <p>商品ごとの包装基準（2項）</p> <p>事業者の責務（3項）</p>	<p>商品の包装について、内容品の保護、過大又は過剰包装の防止のため必要があると認めるとき、販売の際の包装について事業者が守るべき一般的基準を規則で定めることができる</p> <p>商品ごとに包装の基準を定めることができる</p> <p>事業者は、規定された一般的基準及び商品ごとの包装基準を守らなくてはならない</p>	<p>←46条 立入調査等</p> <p>東京都消費生活条例 施行規則第5条</p> <p>←46条 立入調査等 47条 告示 基準の設定 変更、廃止 ←48条 指導</p> <p>↓ 49条 公開の意見聴取 ↓ 48条 勧告 ↓ 50条 公表</p>	<p>公開の意見聴取に代えて、意見を述べ、証拠を提示する機会を与える等に変更</p>	<p>適正包装の一般的基準を定める規則 設定、変更、廃止 45条の2 審議会諮問必須</p> <p>-----</p> <p>商品毎包装基準 設定、変更、廃止 45条の2 審議会諮問必須</p> <p>-----</p> <p>一般的基準を守っていない認定 45条の2 審議会諮問必須</p>	<p>現行どおり審議会必須必要</p> <p>-----</p> <p>商品の設定、廃止のみ諮問に変更</p> <p>-----</p> <p>審議会諮問必須は全て削除</p>
20 条	<p>計量の適正化</p>	<p>消費者取引に際し、計量につき不利益を受けることがないようにするため、適正な計量の実施を確保する必要な施策を講じるものとする</p>				

第4章 不適正な事業行為の是正等（21条～27条）

条項、施策事項	規定内容	勧告・公表等の規定	改正案	審議会諮問必須	改正案
21条	価格等の調査 必要と認める生活関連商品等について、価格の動向、需給状況、流通実態等の必要な調査を行う	←21条 価格等調査			
22条	生活関連商品等の特別調査（1項） 生活関連商品等の価格が異常に上昇、又は上昇する恐れがあり消費者に著しく不利益となる恐れがあるとき、特別の調査を要する生活関連商品等と指定することができる	←46条 立入調査等 ←(22条特別調査) 47条 告示 特別調査を要する生活関連商品等指定、変更、解除			
	知事の迅速な調査義務（2項） 前項の規定で指定された生活関連商品等の価格の上昇の原因、需給の状況等を速やかに調査しなければならない	←22条 速やかに調査			
23条	不適正事業行為の是正勧告 22条2項の調査結果、事業者が円滑な流通を妨げ、適正な利得を著しく越える価格で供給していると認定したとき、是正するため必要な措置をとるよう勧告できる	→49条 公開の意見聴取 ↓ →23条 是正勧告 ↓ 50条 公表	公開の意見聴取に代えて、意見を述べ、証拠を提示する機会を与える等に変更	円滑な流通を妨げ適正な利得を著しく越える価格で供給していると認定45条の2 審議会諮問必須	審議会諮問必須は全て削除
24条	調査等に関する情報提供 価格の安定、商品、サービスの適切な選択を確保するため、前3項の調査等の経過及び結果を明らかにするものとする	→24条 情報提供（21～23条の調査経過、結果）	公開の意見聴取に代えて、意見を述べ、証拠を提示する機会を与える等に変更		
25条	不適正な取引行為の禁止 消費者取引に関し、不適正な取引行為を規則で定めることができる	→48条 指導 ↓ →49条 公開の意見聴取 ↓ 48条 勧告 ↓ 50条 公表	公開の意見聴取に代えて、意見を述べ、証拠を提示する機会を与える等に変更	不適正取引行為の禁止規則の制定、変更、廃止45条の2 審議会諮問必須	現行どおり審議会必須必要
26条	不適正な取引行為に関する調査 前条第1項に定める不適正な取引行為の疑いがあると認めるときは、取引の仕組み、実態等必要な調査を行うものとする	↑ ←46条 立入調査等 ↓			
27条	不適正な取引行為に関する情報提供 不適正な取引行為による被害の発生、拡大防止のため必要なとき調査経過、結果を明らかにする	→27条 情報提供			

第8章 消費生活に関する施策の総合的な推進（43条）

43条	基本計画の策定 消費生活に関する施策の総合・計画的推進を図る基本となる計画の策定			基本計画策定変更45条の2 審議会諮問必須	現行どおり審議会必須必要
-----	---	--	--	-----------------------	--------------